

の経利
払過
込利
み子率

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成を所はしは又いだ十かのれ中れに
す次そ銀額し二控得外た、はてし・ら算式に
る号の行を、十除税國金額前記(一)の算式に
期及翌休支次五すの稅法國額に當該金額に
日び常業払の年稅人當該國債を乗じて又振源
に第業う算三月に當該債を發行金額は百
つ十日式とをが適用非居場時額の金記録座收利
い五にたに二が乗じてある非居場時額の金記録座收利
て号支ただよでじを居りよりの金記録座收利
同に払たしり日きたを居りよりの金記録座收利
じ。おうる、算をる金受住に(一)の金記録座收利
いへと支出支額け者算合住に(一)の金記録座收利
て以き払し払る又出に者おた二額(一)さ簿さ子

(一) 年
○・一パーセント
るす出額に各募集取扱機関
。るしに加え、次第の算式は
期金額に払を第十八式は
日に払い込む号に、
に払と規り込
す定期金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{19}{365}$$

十
八
十
七
十
六
五
十
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
後
の
利
子
以

平
成
二
十
四
年
十
月
九
日
日
額
本
銀
行
百
九
円
年
う
に
月
つ
き
百
十
円
額
面
金
額
九
月
六
各
月
支
間
払
九
月
に
期
月
属
す
お
る
利

利
て
を
年
支
三
期
月
と
し
十
前
、
日
六
及
び
九
月
支
九
月
に
期
月
二
十
日